

平成29年度 神栖市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成29年度神栖市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	34,031 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,072,299 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	24,856 m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水施設工事	1,705,980 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	2,787,064 千円
第1項 営業収益	2,457,101 千円
第2項 営業外収益	329,963 千円
	支 出
第1款 水道事業費用	2,627,242 千円
第1項 営業費用	2,545,589 千円
第2項 営業外費用	80,653 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 588,892千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126,582千円, 過年度分損益勘定留保資金 462,310千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,340,296 千円
第1項 企 業 債	325,400 千円
第2項 出 資 金	966,148 千円
第3項 負 担 金	13,338 千円
第4項 国 庫 支 出 金	35,410 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,929,188 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,705,980 千円
第2項 資 産 購 入 費	7,327 千円
第3項 債 還 金	215,881 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道料金徴収業務委託	平成 30 年度から 平成 34 年度まで	610,469千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業	325,400 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 123,112 千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、147,908千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,482千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1. 取得する資産	構 築 物	配水管 φ75mm ~ φ500mm	2,375m

平成29年3月 日提出

茨城県神栖市長 保立一男